



JASDAQ

平成 17 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社リクルートコスモス
代表者名 代表取締役社長 重田 里志
(JASDAQ コード 8844)
問合せ先 常務取締役管理本部長 町田 公志
(TEL. 03-5440-4010)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 27 日開催の取締役会において、商法 280 条ノ 20 及び商法 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 17 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1．ストックオプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めるとともに、将来の企業価値向上を図ることを目的として、商法 280 条ノ 20 及び商法 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2．新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員とする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 4,168,000 株を上限とする。

但し、下記(3)により各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。）株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

4,168 個を上限とする。

なお、各新株予約権の目的たる株式数（以下、「付与株式数」という。）は 1,000 株とする。ただし、付与株式数は以下のとおり調整されるものとする。

発行日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し（1株未満の端数は切捨て）、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権（自己新株予約権を除く。）の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）に先立つ45取引日に始まる30取引日のジャスダック証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、その金額が発行日の終値（当該日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を払込価額とする。ただし、払込価額は以下のとおり調整される。

払込価額は、発行日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式（以下、「払込価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

払込価額調整式により新株予約権の払込価額の調整を行う場合は、次に定めるところによる。

- (i) 時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権の転換又は行使による場合を除く。）
- (ii) 株式の分割により普通株式を発行する場合。

- (iii) 転換又は権利行使により発行される普通株式 1 株あたりの発行価額が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の払込価額は、発行される証券又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の全てが当初の払込価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして払込価額調整式を準用して算出するものとする。
- (iv) 当社の普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債であって、転換価額又は行使価額が発行日に決定されておらず発行日以降の一定の日)の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額又は権利行使により発行される普通株式 1 株あたりの発行価額が時価を下回る場合。

当社は、上記 に定める払込価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会の決議により客観的に合理的な払込価額の調整を行うものとする。

- (i) 株式の併合、資本の減少、会社分割、又は合併のために払込価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により払込価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 払込価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の払込価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 新株予約権の行使期間

発行日の翌日から平成 27 年 6 月 28 日までの範囲内で当社取締役会が定めるものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の一部行使はできないこととする。

その他の条件は、新株予約権の発行に関する取締役会決議の定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却の条件

当社は、未行使の新株予約権を買入れ又は取得し、保有する場合には、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

当社が消滅会社となる合併が当社株主総会で承認されたとき又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が当社株主総会で承認されたときは、当社は未行使の新株予約権を無償にて消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

- (注) 上記の内容については、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社定時株主総会において、「当社の取締役、監査役及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以上